

# 紀の川市立安楽川小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年1月22日作成

## 1 はじめに

いじめは、児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止対策に関する基本方針

### ①基本理念

いじめは児童の健全な成長を脅かし、当該被害児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害する重大な事案である。本校では、児童がいじめを行うことなくかつ、自らの周りで起こっているいじめと疑われる行為に対し、見過ごすことなく対応できるようないじめ防止の教育を推進する。

### ②いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法第4条より)

### ③学校の責務

すべての児童が安心して学習活動やその他の活動に取り組むことができるよう、教職員が一体となり、保護者や地域と連携を図りつつ学校全体でいじめの未然防止に努める。また、早期発見に努めいじめの疑いのある事案があった場合は、全教職員体制のもと迅速適切に対処するとともに、再発防止に努める。

## 3 いじめ防止の基本事項

### ①いじめ未然防止

- ・児童が相互理解を深め、それぞれの人間関係の適正化を自らが行える取り組みを、学校、学級での活動を通じて推進する。
- ・道徳をはじめとして、学校のすべての教育活動を通じて人権教育の充実にあたり、受容的な雰囲気と規律を重んじる集団づくりを「心の育成」と位置づけ推進する。
- ・一人ひとりを大切に、児童が自己肯定感を高めていけるような「聴いて、考えて、つなげる授業づくり」に努める。
- ・お互いの考えや気持ちを伝え合う力を高め、生活上の問題を解決する力を育てる。

### ②いじめ早期発見のための手立て

- ・児童との確かな信頼関係構築のため、直接個々の児童の声を積極的に聴くことのできる機会をつくる。
- ・年間3回の全校児童へのアンケート調査を実施する。
- ・必要に応じ、学年毎の児童アンケート調査を実施する。
- ・生徒指導担当者を中心に教員相互の情報共有を図り、児童の様子の変化や状態把握に努める。

### ③教職員の資質向上

- ・児童の訴えに耳を傾け、いじめのサインに気付く感性を磨く。
- ・年間3回のいじめに関する校内研修を実施し、いじめに対する意識の向上と現状把握を行う。

### ④インターネット等を介して行われるいじめ事象への対応

ネットを介してのいじめは、匿名性の高さや情報流通性の高さなどの特性を踏まえ、必要な防止のための啓発活動を進める。

#### 4 いじめ対応の組織等

①いじめ問題対応の組織として、下記の組織を学校に置く。

「安楽川小学校いじめ防止対策委員会」

②構成員は下記のとおりとする。

校長、教頭、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談担当、養護教諭、  
低・中・高学年部会代表

③定例会は、原則として年間3回以上開催する。

④本委員会で協議する主な内容等は、以下とする。

- ・期間内の児童についての情報交換
- ・全校及び学年の児童アンケート調査等による実態把握について
- ・いじめ事例研究
- ・各専門機関の特質を把握

#### 5 いじめ事案発生時の対応

①情報

・本人からの訴え、周りの児童からの訴えや報告、保護者からの訴えや報告、地域からの通報等があった場合

②24時間以内の対応

情報  
収集

- ・「安楽川小学校いじめ防止対策委員会」を緊急招集し、対応を確認決定する。
- ・いじめを受けた児童の事実関係の把握をし、心のケアを見据え全面的に支援する。
- ・いじめた児童からの事実を確認する。
- ・周囲の児童からの聞き取り、事実関係の把握を行う。
- ・保護者との連携を密にし、事実関係の報告を行い、信頼関係の構築に努める。
- ・「安楽川小学校いじめ防止対策委員会」を通じ、教育委員会、必要に応じ関係諸機関へ報告及び連絡を行う。

③1週間以内の対応

- ・いじめられた児童への支援  
(プロジェクトチーム＝当該児童と関わりの深い教師集団)
- ・いじめた児童への指導、援助(いじめの態様に応じて)
- ・保護者との連携(指導方針の伝達・協働意識の向上)
- ・学級での指導(当事者意識の高揚等)

④解決まで継続すべきこと

- ・いじめられた児童の安心・安全な登校を保障する。
- ・いじめた児童の規範意識の育成と人間関係づくりの改善を図る。
- ・いじめられた児童・いじめた児童の各保護者と連携し、家庭教育力の向上をめざす。
- ・傍観者に必要な指導を行う。

⑤その後

・いじめ未然防止の取り組みを全校体制で一層前進させる。

#### 6 重大事案発生時

①教育委員会への報告する。

②教育委員会と協議のうえ、重大事案対処のための組織設置する。

③重大事案について、②の組織により調査を行う。

④調査結果を教育委員会へ報告するとともに、いじめられた児童の保護者に対して適切な情報提供を行う。